

# 令和4年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和5年1月26日（木）  
15:15～17:00 市長公室

## 次 第

- 議題1 第3次行革〔後期〕実施計画及び第4次行革〔前期〕実施計画における指標（目標収納率）について・・・資料1
- 議題2 令和5年度静岡市債権管理委員会事業計画について・・・資料2
- 議題3 債権の放棄に関する審議について・・・資料3及び議案書

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

委員長	副市長	大長	義之
委員	総務局長	渡辺	裕一
同	財政局長	大石	貴生
同	葵区長	前田	誠彦
同	駿河区長	市川	靖剛
同	清水区長	塩原	博
同	保健福祉長寿局長	増田	浩一
同	子ども未来局長	橋本	隆夫
同	上下水道局長	服部	憲文

第3次行革[後期]実施計画及び第4次行革[前期]実施計画における指標（目標収納率）

市 税		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値 （%）	現年分	99.49	98.97	99.60	99.55	99.56	99.57	99.58	99.59	99.59	99.61	99.63	99.65
	滞納繰越分	49.48	46.95	63.00	46.94	44.99	45.32	45.57	45.96	46.95	46.96	46.97	46.98
	合計	98.94	98.44	99.11	99.11	99.06	99.08	99.10	99.12	99.15	99.20	99.25	99.30
R4収納率見込みの背景		<p>現年分収納率については、11月末までの推移から推計した。                      滞納繰越分収納率については、新型コロナウイルス感染症対策により猶予してきた税額がR3年度に納付されたことで平年並みとなった。                      合計収納率については、現年分と滞納繰越分の推計値が前年を下回っているが、市税調定額全体における現年の割合が高まったことで、合計収納率を押し上げる効果が生じることから、前年実績並みと推計した。</p>											
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		<p>【現状】                      近年の収納率は、他の政令指定都市同様に上昇率は鈍化している。                      ・平成22～26年度 ⇒3.38ポイント上昇（0.676ポイント/年）                      ・平成27～令和元年度⇒1.50ポイント上昇（0.300ポイント/年）</p> <p>【目指す達成水準】                      政令指定都市収納率において安定的に4位以内を確保する。                      令和8年度時点で、市税収納率（合計）99.12%及び市税収納率（現年分）99.59%を設定する。</p> <p>【設定理由】                      ・市税収納率（合計）を上位4市の直近の収納率を基に設定する。                      （令和元年度 政令指定都市 収納率順位）                      1位99.402 名古屋市 2位99.247 川崎市 3位99.155 横浜市 4位98.942 札幌市                      5位98.937 静岡市 6位98.935 京都市 7位98.733 福岡市 8位98.580 堺市                      ・市税収納率（合計）の向上には、現年分の向上が必須である。そのため令和8年度に最上位市である名古屋市（令和元年度現年分99.63%）に近づく99.59%を設定する。</p>											
前期計画目標値を見直した理由		<p><b>R3決算数値確定後（政令指定都市含む）に時点修正</b></p> <p>【現状】                      近年の収納率は、他の政令指定都市同様に上昇率は鈍化している。                      ・H24～28⇒3.26ポイント上昇（0.652ポイント/年）                      ・H29～R3⇒0.66ポイント上昇（0.132ポイント/年）</p> <p>【目指す達成水準】                      政令指定都市収納率において3位以内を目指す。                      R8年度時点で、市税収納率（合計）99.30%及び市税収納率（現年分）99.65%を設定する。</p> <p>【設定理由】                      ・市税収納率（合計）を上位3市の直近の収納率を基に設定する。                      （R3年度 政令指定都市 収納率順位）                      1位99.46 川崎市 2位99.30 名古屋市 3位99.28 横浜市 4位99.11 静岡市                      5位99.01 京都市 6位98.99 札幌市 7位98.76 福岡市 8位98.69 仙台市                      ・市税収納率（合計）の向上には、現年分の向上が必須である。そのためR8年度に上位市である川崎市、名古屋市、横浜市（R3年度現年分3市平均99.65%）に近づく99.65%を設定する。</p>											

国民健康 保険料(税)		後期計画(第3次) (R1~R4年度)				前期計画(第4次) (R5~R8年度)							
						第1回債権管理委員会報告時点(令和4年6月1日)				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1(実績)	R2(実績)	R3(実績)	R4(推計値)	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値 (%)	現年分	93.46	94.17	94.48	94.78	94.63	94.71	94.79	94.87	94.88	94.98	95.08	95.18
	滞納繰越分	22.89	24.98	21.79	21.96	22.94	23.58	24.25	24.98	22.71	23.47	24.22	24.98
	合計	82.93	85.82	86.75	87.10	87.29	87.62	88.05	88.55	87.64	88.14	88.66	89.09
R4収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年分の収納率が11月末時点で前年同月比1.03ポイントプラスと好調である。</li> <li>・滞納繰越分の収納率が11月末時点で前年同月比0.17ポイントプラスと好調である。</li> <li>・現年+滞納繰越分の収納率が11月末時点で前年同月比0.99ポイントプラスと好調である。</li> </ul>											
前期計画目標値設定の理由 (令和4年6月1日時点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率は、令和元年度から順調に伸びており、令和2年度において政令市指定都市内における順位は、現年度分8位、滞納繰越分10位である。</li> <li>・現年度分収納率は、令和8年度において令和2年度における政令指定都市5位相当の94.87%を目標とする。</li> <li>・滞納繰越分は、最高収納率である令和2年度の収納率相当に回復するべく、令和8年度に24.98%を目標とする。</li> </ul>											
前期計画目標値を見直した理由		<p>【現年分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年分の4年度推計値が、6年分の目標値を超えている。</li> <li>・最終年(8年)に令和3年度の政令指定都市における収納率順位5位95.09%(川崎市)を超えるよう毎年0.1ポイント上げることとし、95.18%を目標とする。</li> </ul> <p>【滞納繰越】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市最高収納率である、令和2年度の収納率に回復するべく最終年度に24.98%を目標とする。</li> </ul>											

介護保険料		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値 （%）	現年分	99.35	99.43	99.44	99.44	99.43	99.44	99.46	99.48	99.45	99.46	99.48	99.50
	滞納繰越分	22.17	23.81	21.92	23.15	23.30	23.47	23.64	23.81	23.30	23.47	23.64	23.81
	合計	98.07	98.36	98.63	98.64	98.60	98.63	98.64	98.65	98.64	98.65	98.66	98.67
R4 収納率見込みの背景		<p>現年分は、初期滞納者に対する催告の実施、分納履行監視を強化したことにより前年度と同率となる見込みである。</p> <p>滞納繰越分は、分納履行監視強化に加えて、財産調査及び差押件数を増加したことにより前年度を上回る見込みである。</p>											
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		<p>・現年分は、コンビニ収納やキャッシュレス決済の導入などにより99.43%まで上昇したが、収納率を上昇させるための方策は現時点において可能な限り実施してきており、現在の人員・体制では今後大幅に上昇することは見込めない状況である。そのため、近年で最も高い令和2年度実績値である99.43%（政令市8位）を基準として、政令市における令和2年度現年分上位3位の収納率99.48%を令和8年度の目標に設定した。今後、更に収納率を上昇させるため、先進市の事例等を参考に方策の見直しなどの検討をしていく。</p> <p>・滞納繰越分は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の給付金が支給されたことで滞納分を納付する被保険者がいたことなどにより23.81%まで大幅に上昇した。この収納率は特例的な数値であるが、再び同水準まで上昇させることを目指し、令和3年度の見込値である23.30%を基準として、令和8年度に23.81%に達するよう目標設定した。目標値の達成に向けて、財産調査及び滞納処分の強化や高額滞納者に対する集中的な納付指導を徹底していく。</p>											
前期計画目標値を見直した理由		<p>現年分について、R8年度の目標値を99.48%から99.50%に修正した。</p> <p>当初では、R2年度政令市3位の仙台市の99.48%を目標設定したが、R3年度の収納率が公表され、3位が岡山市の99.57%となり、目標値の再検討を行った。</p> <p>検討の結果、R2～R4の本市の収納率の推移や現収納事務体制等を勘案するとR8収納率99.57%は実現困難と判断し、収納率の伸びに関しては当初目標通りのR5,6年度は前年比0.01%、R7,8年度は同0.02%が妥当であると判断した。</p> <p>これにより、R4年度の収納率見込みが99.44%であるため、R5年度を99.45%に修正し、R6年度以降の収納率をそれぞれ修正し、R8の目標値は前述のとおり99.50%とした。</p>											

市立清水病院 診療収入等		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）																												
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値																								
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8																					
目標値 （%）	現年分	99.53	99.80	99.39	99.29	99.30	99.32	99.34	99.36	99.30	99.32	99.34	99.36																					
	滞納繰越分	7.04	8.23	7.10	7.50	8.68	8.69	8.70	8.71	8.68	8.69	8.70	8.71																					
	合計	93.51	93.67	93.70	93.90	94.49	94.75	94.73	94.72	94.49	94.75	94.73	94.72																					
R4収納率見込みの背景		令和4年11月末までの実績と前年同月末の調定額、収入額及び収入未済額を比較すると、現年分は、調定額、収入額ともに増加しており、収入未済額も若干増加の傾向にある。滞納繰越分については、収入額は増加している。																																
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		清水病院で取組んでいる経営改善により、今後現年分調定額の増を見込んでいる。収納率を上げていかないと収入未済額が増加してしまうため、令和8年度の合計収入未済額が令和3年度の収入未済見込額を下回るよう、令和4年度の目標値に対し、毎年収納率を現年分は0.02%、滞納繰越分は0.01%ずつ上げていく目標とする。																																
前期計画目標値を見直した理由		<p>修正なし（前期計画目標値を変更しない理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標値を設定した際、令和8年度の合計（現年分+滞納繰越分）収入未済見込額（104,565千円）が令和3年度の合計収入未済見込額（104,711千円）を下回るように目標値（収納率）を設定している。</li> <li>令和4年度の合計収入未済見込額（97,952千円）は、令和3年度合計収入未済額（101,272千円）を下回る見込みのため、令和5年度以降も当初設定した目標値（収納率）を達成していれば、令和8年度の合計収入未済見込額が令和3年度の合計収入未済見込額を下回る見込みであるため、目標値の変更は行わない。</li> </ul>																																
		<p>目標設定時（令和4年度第1回債権管理委員会）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3（推計値）</th> <th>R4（推計値）</th> <th>R8（推計値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（収納率）</td> <td>93.60</td> <td>94.03</td> <td>94.72</td> </tr> <tr> <td>合計収入未済額（千円）</td> <td>104,711</td> <td>102,885</td> <td>104,565</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績（R4は推計値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3（実績）</th> <th>R4（推計値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収納率</td> <td>93.70</td> <td>93.90</td> </tr> <tr> <td>合計収入未済額（千円）</td> <td>101,272</td> <td>97,952</td> </tr> </tbody> </table>													R3（推計値）	R4（推計値）	R8（推計値）	目標値（収納率）	93.60	94.03	94.72	合計収入未済額（千円）	104,711	102,885	104,565		R3（実績）	R4（推計値）	収納率	93.70	93.90	合計収入未済額（千円）	101,272	97,952
	R3（推計値）	R4（推計値）	R8（推計値）																															
目標値（収納率）	93.60	94.03	94.72																															
合計収入未済額（千円）	104,711	102,885	104,565																															
	R3（実績）	R4（推計値）																																
収納率	93.70	93.90																																
合計収入未済額（千円）	101,272	97,952																																

生活保護費 返還金、徴収金 等		後期計画（第3次） （R1～R4年度） （計画未搭載）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値 （%）	分納率	—	—	【参考】 72.42	【参考】 74.87	77.00	79.00	81.00	83.00	77.00	79.00	81.00	83.00
R4収納率見込みの背景		第4次前期計画においては、令和8年度までに年間400件程度発生する新規債権全てについて分納を達成することを目標に、過年度を含めた債権全体の分納率を令和5年度から令和8年度までの目標値として設定している。（令和8年度の目標値は、過年度発生債権を含めた目標分納率83.00%。また、この目標を達成するための令和4年度の目標値は75.00%） 令和4年11月末時点での分納率は71.86%であるが、令和3年11月から令和4年3月までで3.01%分納率を上昇させている。このことを見込むと、令和4年度の推計値は74.87%と目標に近い実績を想定しており、計画の下方修正は実施しない。											
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護債権については、債務者のほとんどが生活保護受給者等の無資力者であるという特殊性から、徴収率ではなく、生活保護費からの充当若しくは分納誓約による分納の実施割合とする。</li> <li>目標値については、分納指導対象となる新規債権が年間400件発生しているが、令和3年度の方納誓約実績が330件であるため、令和8年度までに分納指導対象となる債権数と同数の400件を分納誓約件数とする事を目標とし、令和5年度以降の目標分納率を算出した。</li> </ul>											
前期計画目標値を見直した理由		修正なし（前期計画目標値を変更しない理由） 令和4年度の推計値は74.87%と目標の75.00%と近い実績を想定しているため、第4次前期計画の下方修正は行わない。											

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子、違約金		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値（%）	現年分	80.92	81.03	84.05	84.56	87.16	88.19	89.24	90.29	85.08	85.60	86.12	86.64
	滞納繰越分	8.47	11.17	9.56	9.61	9.59	9.66	9.73	9.79	9.67	9.72	9.77	9.83
	合計	38.84	39.70	40.25	40.19	40.91	41.47	42.18	43.03	40.25	40.39	40.63	40.93
R4収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年分については滞納整理強化期間の滞納整理通知や電話催告など、滞納繰越分については債権回収会社への回収委託により前年度実績を上回る見込みである。</li> <li>・令和3年度から主要債権に組み入れられたため、第3次行革後期実施計画では違約金を除いた滞納繰越分のみ目標値を定めていましたが、第4次前期計画から他の主要債権と同様に現年分、滞納繰越分、合計について目標値を定めることとした。【第3次後期計画については参考値となります。】</li> </ul>											
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権回収委託を開始した平成29年度から令和3年度は収納率の向上が見られた。</li> <li>・今後も継続して収納率を向上させていく事を目標とし、平成29年度から令和3年度の平均伸び率に基づき、目標を設定した。</li> </ul>											
前期計画目標値を見直した理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度推計値を令和3年度実績値に変更したため、前期計画目標値について見直した。</li> </ul> <p>【令和3年度 推計値】 現年分：85.59% 滞納繰越分：9.50% 合計：40.32%</p> <p>【令和3年度 実績値】 現年分：84.05% 滞納繰越分：9.56% 合計：40.25%</p>											

水道料金		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値（%）	現年分	98.98	99.02	99.10	99.13	99.23	99.26	99.29	99.32	99.16	99.39	99.42	99.45
	滞納繰越分	31.45	41.90	43.27	43.96	44.65	45.34	46.03	46.72	44.65	45.34	33.87	34.66
	合計	97.12	97.88	98.08	98.22	98.34	98.38	98.42	98.46	98.25	98.50	98.51	98.54
R4収納率見込みの背景		<p>台風15号の影響もあり、昨年度より納期内納付率が若干悪化し、11月時点での現年度収納率も下回っているが、滞納整理強化期間と今後の給水停止を確実に実施し収納率を向上する。</p>											
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度は、令和2年度実績、令和3年度実績見込（令和4年3月末現在99.17%の見込）が、新型コロナウイルス感染症対策の給付金、助成金等の影響と考えられるが、非常に高い収納率となったため、この2年間で異常値として除き、平成28年度から令和元年度までの平均上昇率を基に算出した。</li> <li>・滞納繰越分は、平成30年度、令和元年度に大幅に不良債権の処理を進めたことにより、令和2年度以降の調定額が従前より大幅に圧縮されたため、令和2年度と令和3年度の間の上昇率を基に算出した。</li> <li>・国内の景気見通しでは、国際紛争など、景気の下振れリスクがあるため、現年度・滞納繰越分とも目標とする収納率の上昇率が圧縮されるものと想定した。</li> <li>・令和6年10月に徴収サイクルの短縮化を予定しているが、このことによる効果は、新たな料金システムの開発の成否など他の条件の影響も受けるため、次期計画の期間中に時点修正する予定。</li> </ul>											
前期計画目標値を見直した理由		<p>令和3年度実績及び令和4年度収納率の推計値を反映させたこと、調定額が今後減少傾向にあること並びに令和6年10月に実施する「徴収サイクルの短縮化」による効果を反映させた。</p>											

下水道使用料		後期計画（第3次） （R1～R4年度）				前期計画（第4次） （R5～R8年度）							
						第1回債権管理委員会報告時点（令和4年6月1日）				R4推計を反映した見直し後の目標値			
		R1（実績）	R2（実績）	R3（実績）	R4（推計値）	R5	R6	R7	R8	R5	R6	R7	R8
目標値 （%）	現年分	98.96	99.06	99.11	99.14	99.24	99.27	99.30	99.33	99.17	99.41	99.44	99.47
	滞納繰越分	37.20	39.82	40.29	40.67	41.05	41.43	41.81	42.19	41.05	41.43	30.04	30.51
	合計	97.57	97.79	97.94	98.07	98.23	98.26	98.30	98.33	98.21	98.49	98.52	98.55
R4収納率見込みの背景		台風15号の影響もあり、昨年度より納期内納付率が若干悪化し、11月時点での現年度収納率も下回っているが、滞納整理強化期間と今後の給水停止を確実に実施し収納率を向上する。											
前期計画目標値設定の理由 （令和4年6月1日時点）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（水道料金と同じ）現年度は、令和2年度実績、令和3年度実績見込（令和4年3月末現在99.18%の見込）が、新型コロナウイルス感染症対策の給付金、助成金等の影響と考えられるが、非常に高い収納率となったため、この2年間を異常値として除き、平成28年度から令和元年度までの平均上昇率を基に算出した。</li> <li>・滞納繰越分は、平成28年度から令和3年度までの平均上昇率を基に算出した。</li> <li>・（水道料金と同じ）国内の景気見通しでは、国際紛争など、景気の下振れリスクがあるため、現年度・滞納繰越分とも目標とする収納率の上昇率が圧縮されるものと想定した。</li> <li>・（水道料金と同じ）令和6年10月に徴収サイクルの短縮化を予定しているが、このことによる効果は、新たな料金システムの開発の成否など他の条件の影響も受けるため、次期計画の期間中に時点修正する予定。</li> </ul>											
前期計画目標値を見直した理由		令和3年度実績及び令和4年度収納率の推計値を反映させたこと、調定額が今後減少傾向にあること並びに令和6年10月に実施する「徴収サイクルの短縮化」による効果を反映させた。											



## 令和5年度静岡市債権管理委員会事業計画

資料2

- 1 会議の開催 定例：3回（5月、10月、1月を予定）  
臨時：随時

2 事業内容

(1) 債権管理の総括に関すること

	主な審議及び報告項目	対 象
第1回	<b>【報告】</b> 令和4年度収入未済額縮減に向けた取組等結果報告 ・滞納整理強化期間実施結果 ・債権管理ヒアリング所管課取組結果	主要債権
	<b>【審議】</b> 令和5年度主要債権取組方針	主要債権（所管局長説明）
第2回	<b>【報告】</b> 令和4年度決算における収入未済額の状況	令和4年度決算で収入未済が生じている全債権
	<b>【報告】</b> 令和4年度収入率等の実績評価及び令和5年度の課題	主要債権（所管局長説明）
	<b>【報告】</b> 令和5年度滞納整理強化期間実施計画の策定	主要債権（所管局長説明）
	<b>【報告】</b> 令和5年度ヒアリング実施結果	令和4年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
第3回	<b>【審議】</b> 第4次行財政改革前期実施計画における指標（目標収納率）	主要債権（所管局長説明）
	<b>【審議】</b> 令和6年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	<b>【審議】</b> 債権の放棄に関する審議	非強制徴収債権のうち、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

※主要債権：市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、市立清水病院診療収入等、生活保護費返還金、同徴収金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子、同違約金、水道料金、下水道使用料

(2) 債権の管理に関する研修の実施

	時期	研修内容 (講師)	対象者及び研修概要	上段R5受講見込(人) 下段R4受講実績(人)		
				税務部	税外	合計
1	5月	(1)徴収事務・滞納整理事務の基礎、徴収職員の心構え (2)債権管理とは (3)債権回収に係る滞納者との折衝方法 (講師：滞納対策課職員)	全債権【新人・新任対象】 ・徴収事務の基礎及び折衝事務の心構えの習得	21 (20)	25 (23)	46 (43)
2	5月	給与又は年金の調査及び差押え (講師：滞納対策課職員)	A,B債権【新人・新任対象】 ・財産調査及び差押え等実務の習得	18 (9)	10 (9)	28 (18)
3	6月	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押 (講師：滞納対策課職員)	A,B債権【新人・新任対象】 ・個人事業主や法人事業所に対する滞納整理を学ぶ	14 (10)	9 (9)	23 (19)
4	6月	初任者向け滞納整理研修 (講師：外部講師)	A,B債権【新人・新任対象】 ・実務経験豊富な先進市OBによる研修	12 (9)	10 (13)	22 (22)
5	6月	組織的滞納整理における管理監督者の役割 (講師：滞納対策課職員)	A,B債権【新任の管理監督者】 ・徴収事務のマネジメントに必要なスキルの習得	9 (5)	8 (7)	17 (12)
6	7月	適正な債権管理事務とは (エスナビ)	全債権及び新規採用職員【新人・新任対象】 ・債権管理を意識した業務への取組について学ぶ	144 (122)	1,852 (1,784)	1,996 (1,906)
7	8月	非強制徴収公債権及び私債権の管理・回収のポイント (講師：弁護士)	C,D債権【新人・新任及び中堅対象】 ・訴訟手続きを見据えた債権管理事務を学ぶ	- (-)	22 (23)	22 (23)
8	8月	搜索について (講師：滞納対策課職員)	A,B債権【中堅対象】 ・搜索に向けての準備及び実施当日の実務の習得	37 (22)	4 (4)	41 (26)
9	★新規企画 調整中	(案)折衝技術及びクレーム対応力の向上 (講師：※調整中)	A,B債権【新人・新任及び中堅対象】 ・市税以外の強制徴収公債権職員が講師を務める			
10	★新規企画 調整中	(案)支払督促について (講師：※調整中)	C,D債権【中堅対象】 ・支払督促制度の解説、実務の流れを学ぶ			

1. 債権区分の説明：A（市税）B（強制徴収公債権）C（非強制徴収公債権）D（私債権）

2. R5受講見込の算出方法：R2～R4までの3か年の受講者の平均値とした。

## 債権の放棄に関する審議

### 1. 審議概要

非強制徴収債権の権利の放棄（債権放棄）は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本来議決案件ですが、債権管理上、しかるべき対応が実施されたにも関わらず、回収の見込みがなく債権放棄せざるを得ないことが明らかな場合に限り「静岡市債権の管理に関する条例」による放棄が認められています。

各委員には「議案書」に沿って、条例に規定する放棄要件との適合性などの観点から、当該債権を放棄することの適否について審議していただきます。

○静岡市債権の管理に関する条例（抜粋）

第7条 市長等は、**非強制徴収債権**について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を**放棄**することができる。

- (1) **破産法**(平成16年法律第75号)第253条第1項、**会社更生法**(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その**責任を免れたとき**。
- (2) **債務者が死亡し、その債務について限定承認**があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による**強制執行等の措置**又は自治令第171条の4の規定による**債権の申出等の措置**をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その**債務の履行の見込みがない**と認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により**徴収停止の措置**をとった場合で、当該措置をとった日から**相当の期間**を経過した後においても、**なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき**。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、**消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)**。

## 令和4年度 債権の放棄に関する総括表

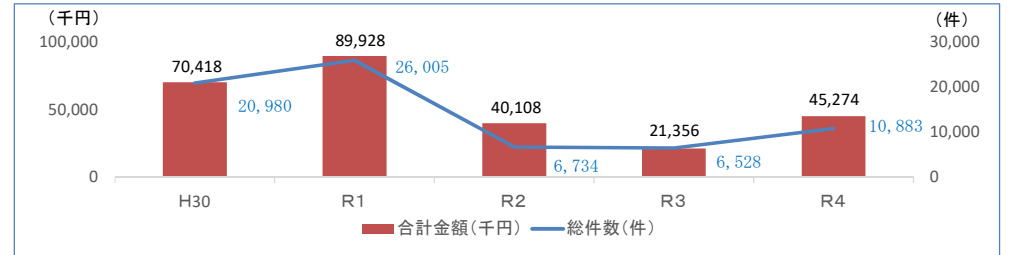
### 1 債権別・放棄理由別一覧（議案別）

議案番号	債権の名称	法的区分及び消滅時効の期間	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	放棄の理由(第7条該当号)	所管課
1	老人保護措置費負担金	公債権5年	1	1	46,253	4号	高齢者福祉課
2	急病センター使用料(診療収入等)	私債権3年	8	8	48,520	5号	保健衛生医療課
3	診療収入等	私債権3年	37	202	11,895,161	5号	清水病院医事課
4	児童扶養手当過払金	公債権5年	1	1	204,560	1号	子ども家庭課
5	市営住宅使用料	私債権5年	1	23	484,000	1号	住宅政策課
6	汚水処理場使用料	私債権5年	1	1	4,895	1号	住宅政策課
7	汚水処理場使用料	私債権5年	4	9	7,245	4号	住宅政策課
8	汚水処理場使用料	私債権5年	6	213	328,045	5号	住宅政策課
9	水道料金	私債権2年	21	193	954,441	1号	お客様サービス課
10	水道料金	私債権2年	2,883	6,617	11,126,777	4号	お客様サービス課
11	水道料金	私債権2年	754	3,615	20,174,098	5号	お客様サービス課
計	—	—	3,717	10,883	45,273,995	—	—

### 2 放棄理由による内訳

放棄の理由(条例第7条該当号)	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	構成比	前年度放棄金額(円)	対前年比
第1号(破産等による免責)	24	218	1,647,896	4%	273,930	602%
第3号(法的手続後の残額)	0	0	0	0%	829,719	0%
第4号(徴収停止後相当期間を経過)	2,888	6,627	11,180,275	25%	8,010,466	140%
第5号(消滅時効の期間を経過)	805	4,038	32,445,824	72%	12,242,308	265%
計	3,717	10,883	45,273,995	100%	21,356,423	212%

### 3 債権放棄の額、件数の推移



令和4年度第3回  
静岡市債権管理委員会

議案書

議案第1号

老人保護措置費負担金の債権の放棄について

所管課名 高齢者福祉課

債権の名称	老人保護措置費負担金 (老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る負担金)
放棄しようとする 債権の額 (内容)	46,253 円 (令和3年2月の納入分)
人数 (件数)	1人 (1件)
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 (静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当)</p> <p>[債権の管理の経過] 1人 (1件) 46,253 円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 債務者が死亡し、相続人にあつては相続放棄しているため、徴収停止の措置をとった。</li> <li>2 関係人の死亡は清水区の戸籍住民課に公用照会し、相続放棄は家庭裁判所発出の「相続放棄の申述の有無について」で、その事実を確認した。</li> </ol>

議案第 2 号

急病センター使用料（診療収入等）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	急病センター使用料（診療収入等）
放棄しようとする 債権の額（内容）	48,520 円（平成 31 年 1 月から令和元年 8 月までの使用料） 【参考】一人当たりの最高額 13,710 円 最低額 2,360 円
人数（件数）	8 人（8 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当）  [その他] 8 人（8 件）48,520 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会 が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第3号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	11,895,161 円 （平成8年6月から令和元年8月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 3,825,240 円 最低額 540 円
人数（件数）	37 人（202 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3年）を経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当）  [その他] 37 人（202 件） 11,895,161 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。



議案第4号

児童扶養手当過払金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	児童扶養手当過払金
放棄しようとする 債権の額（内容）	204,560円 （令和2年11月分～令和3年6月過払い分）
人数（件数）	1人（1件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当）  [免責の事実確認] 1人（1件）204,560円 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第5号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	484,000円 （平成24年12月から平成29年10月までの使用料）
人数（件数）	1人（23件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当）  〔免責の事実確認〕 1人（23件）484,000円 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第6号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	4,895 円 （平成 29 年 9 - 10 月分）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	<p>債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。</p> <p>（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当）</p> <p>〔免責の事実確認〕 1 人（1 件）4,895 円 免責許可決定通知書の写しにより確認した。</p>

議案第7号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	7,245 円 （平成 27 年 11-12 月から令和元年 11-12 月までの使用料） 【参考】一人当たりの最高額 3,610 円 最低額 1,090 円
人数（件数）	4 人（9 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 4 人（9 件）7,245 円</p> <p>1 市営住宅使用料等債権の中で、既に市営住宅を退去したのち、催告をしたが、納付の見込みが立たない債権がある。このうち、債権額が少額であるために、このまま管理し続けることが費用対効果の観点から、適切でないものについて、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号）</p> <p>2 徴収停止後、相当期間が経過したが、状況に変化はなく債権回収が見込めないため。</p>

議案第8号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	328,045 円 （平成9年7－8月から平成29年5－6月までの使用料） 【参考】一人当たりの最高額 90,015 円 最低額 1,090 円
人数（件数）	6人（213件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当）  〔その他〕 6人（213件） 328,045 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第9号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	954,441 円 （平成 22 年 11 月から令和 4 年 2 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 338,026 円 最低額 730 円
人数（件数）	21 人（193 件）
放棄の理由	債務者が破産法等法令の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号該当）  [免責等の事実確認] 21 人（193 件）954,441 円 免責許可決定通知書、再生計画認可の決定の写し又は官報により確認した。

議案第 10 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	11,126,777 円 （平成 25 年 2 月から令和 3 年 8 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 78,110 円 最低額 410 円
人数（件数）	2,883 人（6,617 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>1 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号該当 588 人（1,873 件）3,276,558 円 居所不明者は、各区役所戸籍住民課へ住民登録の公用照会又はシステム管理課内の住民記録システムの閲覧をし、その事実を確認したことにより、徴収停止の措置をとった。</p> <p>2 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号該当 2,295 人（4,744 件）7,850,219 円 催告等を行うも支払がなく、債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 11 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	20,174,098 円 （平成 17 年 12 月から平成 29 年 10 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 602,280 円 最低額 540 円
人数（件数）	754 人（3,615 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号該当）  [その他] 754 人（3,615 件）20,174,098 円 時効期間が経過した理由は、折衝機会が得られず、あるいは支払いを拒否されたことによる。時効援用の意思を確認することも困難なため債権を放棄する。